

千葉県保険者協議会監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県保険者協議会設置運営規程第6条第3項の規定により千葉県保険者協議会（以下「協議会」という。）の監事が行う監査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(監査の種類)

第2条 監事は、次の号に掲げる監査を行う。

- (1) 決算監査 年1回実施する。
- 2 前項に定める監査のほか、特に必要と認める場合は、随時監査を実施することができる。

(監査資料)

第3条 監事は、監査実施前に証拠書類その他関係帳票簿の提出を求めるものとする。

(監査の実施)

第4条 監査の実施は、証拠書類その他関係帳票簿に基づいて行うものとする。

- 2 監査の執行にあたっては、担当者に対して説明を求めることができる。

(監査の結果)

第5条 監事は、監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、協議会会長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。